

## \* 墓地改葬許可申請について \*

墓地・埋葬等に関する法律の規定により、埋葬されたお骨を移動させる(改葬)には市長の許可が必要になります。

改葬を希望される方は改葬許可申請書に記入し、必要書類を添付して生活環境課まで提出して下さい。

### ○必要書類

1. 改葬許可申請書
2. 受入証明書(原本)又は使用許可証(写し) ※改葬先の墓地管理者が発行したもの
3. 手数料 一体につき300円

郵送による申請の場合は、1及び2の書類のほかに下記を同封してください。

3. 定額小為替
4. 返信用封筒(申請者の住所及び氏名を記入し、切手を貼ってください。)
5. 本人確認ができる身分証明書の写し

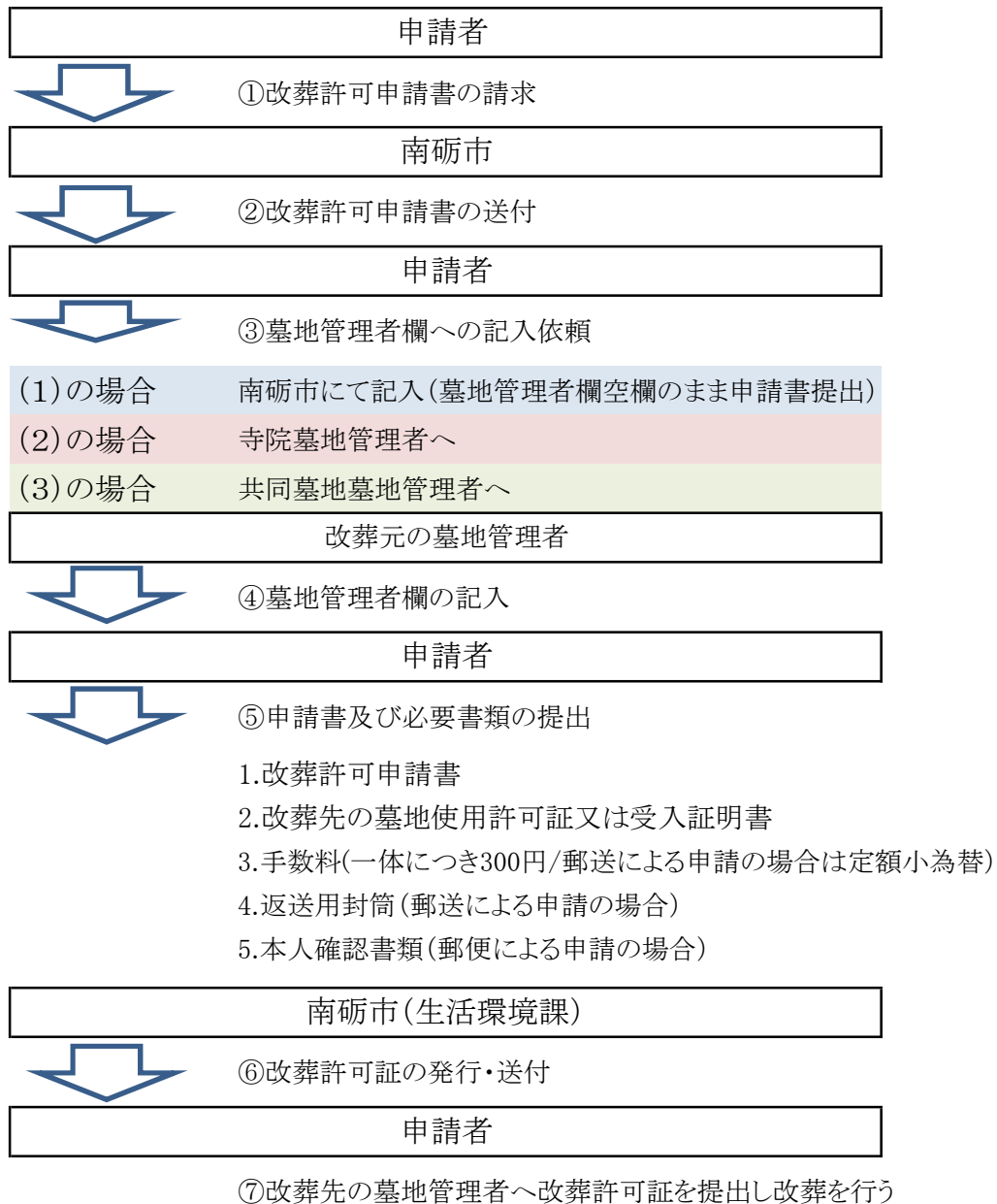
### ○改葬許可申請書の墓地管理者欄について(現在の墓地の管理者)

| 現在の墓地の管理者                     | 必要事項                                     |
|-------------------------------|------------------------------------------|
| (1) 市営墓地の場合<br>城端墓地・井波墓地・福野墓地 | 生活環境課にて証明しますので、<br>申請書の墓地管理者欄は空欄でご提出ください |
| (2) お寺所有の墓地                   | 申請書に寺院管理者の記名捺印                           |
| (3) 地区の共同墓地                   | 申請書に共同墓地管理者(区長)の記名捺印                     |

## \* 申請の流れについて \*

手続きを始める前に・・・

遺骨を移動する改葬先を決め、改葬先の墓地管理者から墓地の使用許可書(使用承諾書、使用権利証等)又は受入証明書を取得してください。



市営墓地を使用している方で、改葬後墓じまいを検討されている場合は、墓石撤去後に「墓地返還届」の提出が必要になります。詳細については生活環境課までお問い合わせください。